

イギリス I S A(個人貯蓄口座・奨励制度)の現状と展開

築田 優 (和歌山大学)

2014年1月、日本では「少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（少額投資非課税制度：N I S A）」が導入された。同制度は、イギリスで1999年4月に導入された「個人貯蓄口座（Individual Savings Accounts：I S A）」という投資および貯蓄に関する優遇税制を倣ったものである。

I S Aは、あらゆる年齢層や所得階層（特に若年層や低所得者層）における貯蓄習慣の普及や、他の先進国と比較して低水準である年金以外の金融資産形成支援を目的として、ブレア政権下のブラウン財務大臣（当時）を中心に1999年4月に導入された税制優遇制度である。I S Aは、導入時点では10年間の時限措置（その後に評価のうえ制度設計と将来的な計画を検討することとされていた）としてスタートしたが、その後利用者が急速に増加したこともあり、後述するいくつかの課題を指摘したうえで、2008年に恒久的な制度とされた（恒久化決定は2007年）。

そこで本稿では、イギリスのI S Aについて制度的な内容と最近までの利用状況について確認し、その後にI S Aが整備されるまでの展開について確認する。